

【資料２－１ 気象庁震度階級関連解説表】

（出典：気象庁資料、平成21年３月）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂（※１）や液状化（※２）が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※３）。
7		

※１ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある（※）。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動（※）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料２－２ 大阪における主要被害地震】

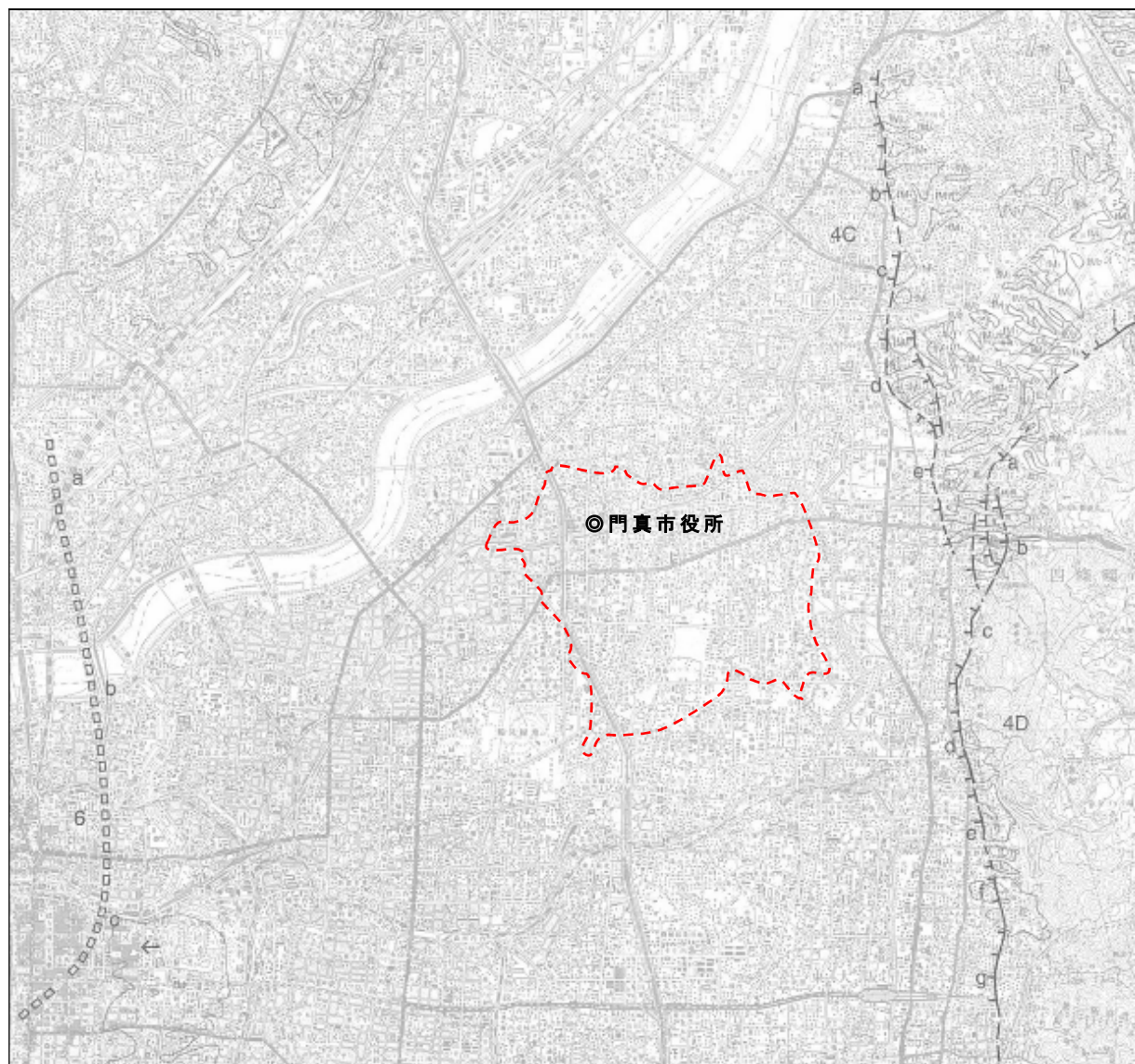
(出典：大阪府地域防災計画関連資料集、令和２年３月修正)

年 月 日	名称又は 震央の地名	マグニ チュー ド	府域の 震度 (推定含む)	大阪市を 中心とした 震央距離 (k m)	府域の被害の概要
887年 8月26日	南海道沖	8. 6	—	190	津波による死者多数
1361年 8月3日	南海道沖	8. 4	—	190	四天王寺倒壊、 津波による死者数百名
1510年 9月21日	摂津河内	6. 7	—	20	河内葛井寺、その他21社 倒壊、人家の被害多数
1579年 2月25日	摂津	6. 2	—	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596年 9月5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7. 0	4	30	堺で死者600人、 大阪も人家被害多数
1662年 6月16日	滋賀県西部	7. 6	5	80	高槻城、岸和田城破損、 大阪で若干の死者
1707年 10月28日	宝永地震 (東南海道沖)	8. 4	6	180	大阪で死者約750人、 他に津波により死者多数、 船舶被害1300、落橋50
1854年 12月23日	安政東海地震	8. 4	5	220	大阪で倒壊200軒
1854年 12月24日	安政南海地震	8. 4	5～6	150	津波による死者多数、 船舶被害1,800、落橋10
1891年 10月28日	濃尾地震	8. 0	5	150	死者24人、負傷者94人、 全壊1,011、半壊708
1899年 3月7日	紀伊半島南東部	7. 0	4	70	大阪市内砲兵工廠、小学 校等損傷
1927年 3月7日	北丹後地震	7. 3	4	110	死者21人、負傷者126人、 全壊117、半壊127
1936年 2月21日	河内大和地震	6. 4	4～5	25	死者8人、負傷者52人、 全壊18、半壊89
1944年 12月7日	東南海地震	7. 9	4	130	大阪市内で死者6人、 負傷者120人、全壊122、 半壊(小破を含む)2,500
1946年 12月21日	南海道地震	8. 0	4	185	死者32人、負傷者46人、 全壊261、半壊217
1952年 7月18日	吉野地震	6. 8	4	30	死者2人、負傷者75人、 全壊9、半壊7
1995年 1月17日	兵庫県南部地震	7. 3	4	—	死者31人、 負傷者3,589人、 全壊895棟、 半壊7,232棟
2000年 10月6日	鳥取県西部地震	7. 3	—	—	負傷者4人
2004年 9月5日	紀伊半島南東沖	7. 4	—	—	負傷者10人
2011年 3月11日	東北地方太平洋 沖地震	9. 0	—	—	負傷者1人
2013年 4月13日	淡路島地震	6. 3	5	70	負傷者34人、全壊6棟 半壊66棟
2018年 6月18日	大阪府北部を震 源とする地震	6. 1	6弱	20	死者6人、負傷者369人、 全壊18棟、半壊512棟

【資料２－３ 門真市周辺地域の活断層の状況】

１．活断層の分布

（出典：近畿の活断層、東京大学出版会）



番号	断層名	確実度	長さ
6	上町断層帯	I	8.8km
4 C	生駒断層帯・枚方断層	I	7 km
4 D	生駒断層帯・生駒断層	I	9.5 km

※確実度Ⅰは確実な活断層

Ⅱは活断層であると推定されるもの

Ⅲは活断層の可能性のあるもの

2. 主要な活断層や海溝型地震の発生可能性

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の発生可能性等进行评估している。本市周辺に確認されている断層及び東南海、南海地震の評価は次のとおりである。

(1) 活断層の長期評価

断層帯名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対評価	平均活動間隔(上段)と最新活動時期(下段)
		30年以内	50年以内	100年以内		
生駒断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0%+～0.1%	ほぼ0%+～0.2%	ほぼ0%+～0.6%	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	3000年～6000年 ----- 1600年前～1000年
上町断層帯	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	8000年 ----- 28000年前～9000年前

注1) 発生確率等の基準日は2005年1月1日

2) 「ほぼ0%」は $10^{-3}\%$ 未満の確率値

3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
野島断層	7.3	0.4%～8% (暫定値)	1800年～3000年 (暫定値)

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

項目	将来の地震発生確率	
	東南海地震(M8.1前後)	南海地震(M8.4)
今後10年以内の発生確率	10～20%	10%程度
今後30年以内の発生確率	60%程度	50%程度
今後50年以内の発生確率	90%程度	80%程度
地震後経過率	0.69	0.64

注1) 評価時点は2005年1月1日現在

2) 地震後経過率: 前回の地震発生以降、経過した時間の平均活動間隔に対する割合

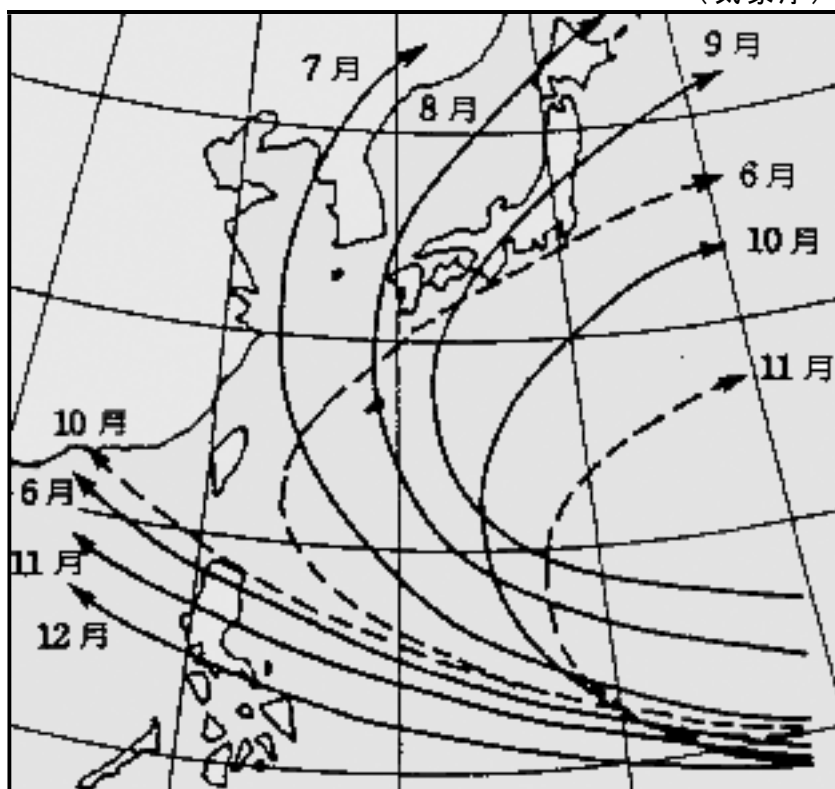
3) 今後30年間で発生する確率の例

: 交通事故で死亡する確率 = 約0.2%

: 交通事故でケガをする確率 = 約20%

【資料２－４ 主な災害の台風進路】

(気象庁)



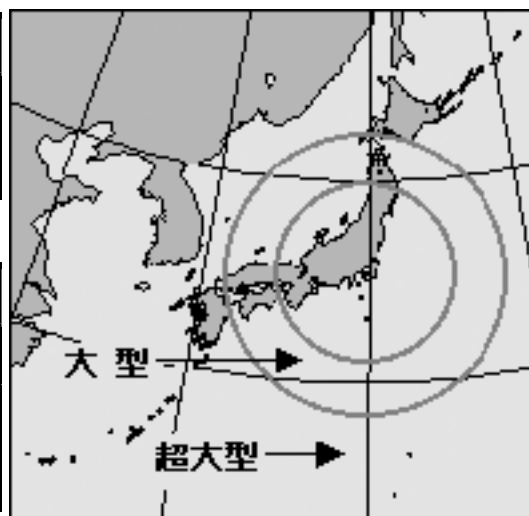
● 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大 型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

● 強さの階級分け

階級	最 大 風 速
強い	33m/s(64kt)以上～44m/s(85kt)未満
非常に強い	44m/s(85kt)以上～54m/s(105kt)未満
猛烈な	54m/s(105kt)以上

(注) kt：ノット



【資料２－５ 雨の強さと降り方】

(出典：気象庁資料、平成29年９月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への 影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の 様子	車に乗っていて
10以上 ～20未満	やや 強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話し声が良 く聞き取れない	地面一面 に水たまりが できる	
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人の半数く らいが雨に気がつく		ワイパーを速く しても見づらい
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひ っくり返し たように降 る			道路が川 のようにな る	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなくな る(ハイドロ プレーニング現 象)
50以上 ～80未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る(ゴーゴ ーと降り続 く)	傘は全く役 に立たなく なる		水しぶき であたり 一面が白 っぽくな り、視界 が悪くな る	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を感じ る				

(注１) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注２) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測した・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、発表の基準は地域によって異なります。

【資料２－６ 風の強さと吹き方】

(出典：気象庁資料、平成29年９月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩け にくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始 める。 電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度が水平にな り、高速運転中 では横風に流され る感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始め る。	- 20 -
強い風	15 以上 20 未満	～70km		風に向かって歩け なくなり、転倒する 人も出る。 高所での作業はさ わめて危険。	電線が鳴り始め る。 看板やトタン板が 外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される感 覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材が はがれるものがある。 雨戸やシャッターが 揺れる。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっ ていないと立って られない。 飛来物によって負 傷するおそれがある。	細い木の幹が折れ たり、根の張って いない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運 転するのが困難 になる。	屋根瓦・屋根葺材が 飛散するものがある。 固定されていない プレハブ小屋が移動、 転倒する。 ビニールハウスのフ ィルム(被覆材)が広 範囲に破れる。	- 30 -
	25 以上 30 未満	～110km						
猛烈な風	30 以上 35 未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極 めて危険。	多くの樹木が倒れ る。 電柱や街灯で倒れ るものがある。 ブロック壁で倒壊す るものがある。	走行中のトラック が横転する。	固定の不十分な金 属屋根の葺材がめく れる。 養生の不十分な仮 設足場が崩落する。	- 40 -
	35 以上 40 未満	～140km					外装材が広範囲に わたって飛散し、下 地材が露出するもの がある。	- 50 -
	40 以上	140km～					住家で倒壊するもの がある。 鉄骨構造物で変形す るものがある。	- 60 -

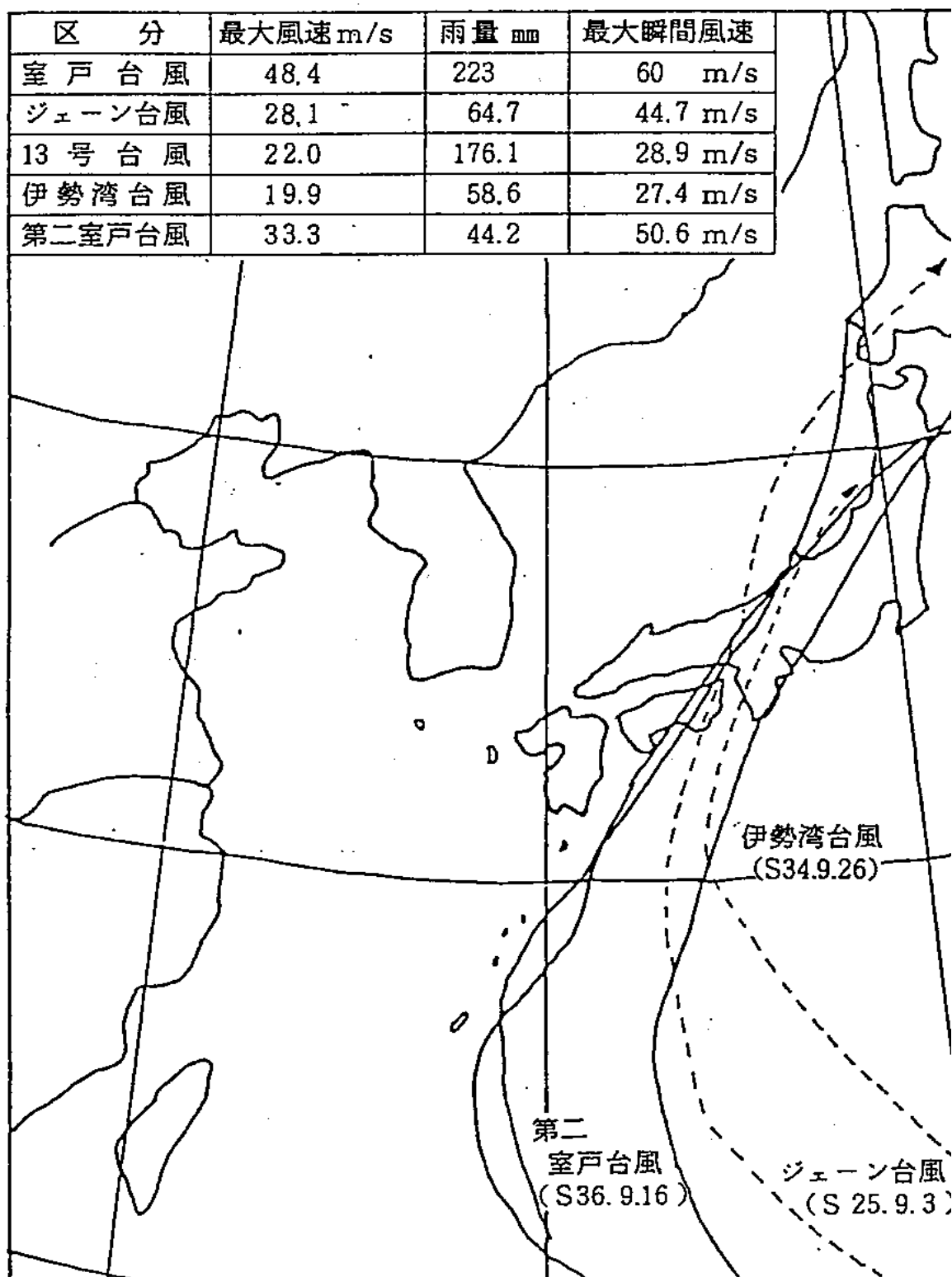
(注１) 強風によって災害が起こるおそれのある時は強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注２) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注３) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なる場合があります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

【資料 2－7 過去の主な台風経路図】



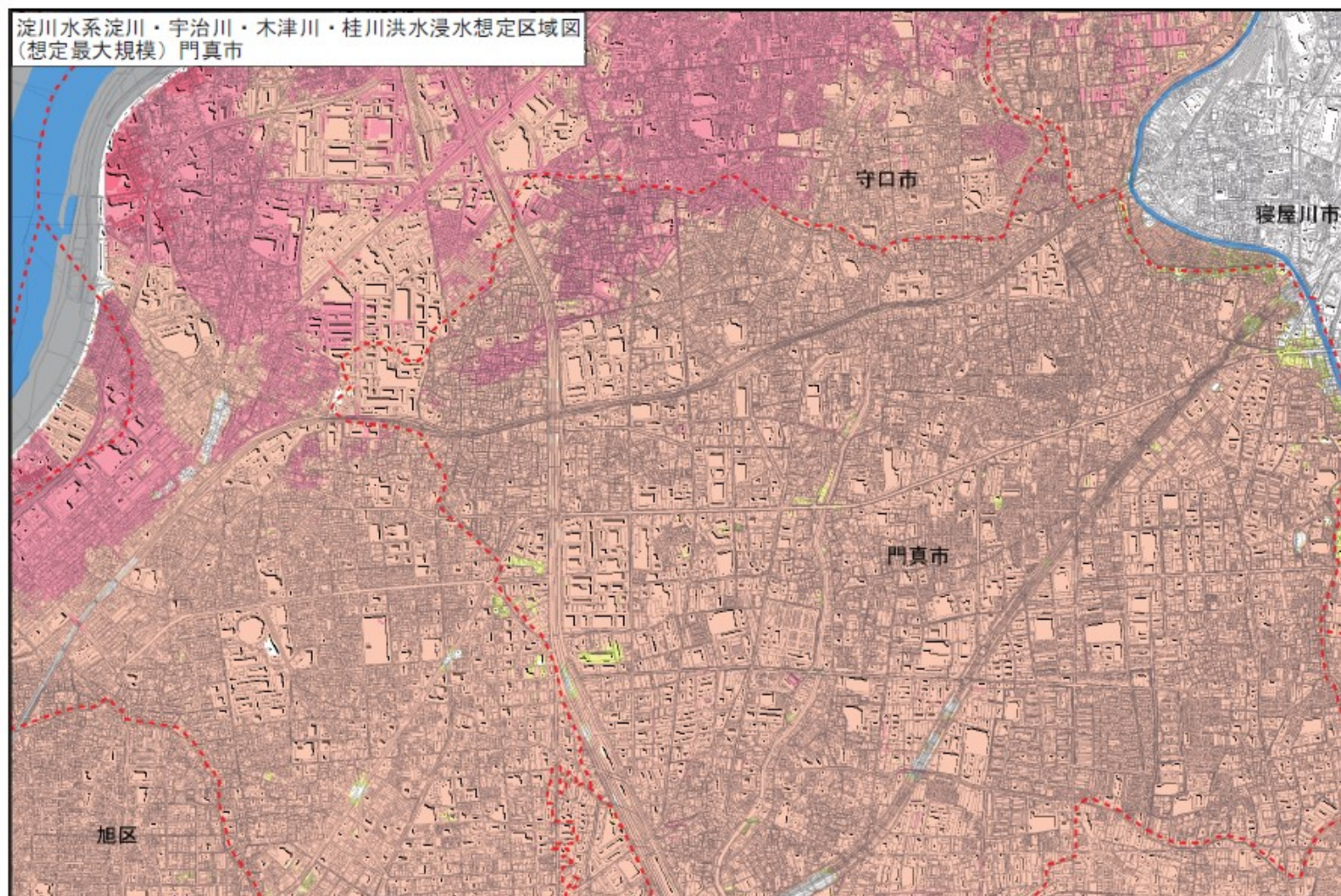
【資料２－８ 寝屋川流域での過去の浸水被害状況】

(出典：寝屋川流域水害対策計画、平成26年８月)

年 月 日	気象要因	流域最大降雨量		浸水被害		
		時間最大 (mm)	総雨量 (mm)	床上(戸)	床下(戸)	計(戸)
昭和 27 年7月 11 日	梅雨前線	25.6	214.0	2,636	43,416	46,052
昭和 28 年9月 25 日	台風 13 号	38.0	192.0	3,200	48,553	51,753
昭和 32 年6月 26 日	梅雨前線・台風5号	62.9	326.1	—	—	—
昭和 42 年7月 8 日	梅雨前線	41.5	129.0	894	22,796	23,663
昭和 47 年7月 12 日～13 日	梅雨前線	20.0	237.5	6,138	37,273	43,411
昭和 47 年9月 15 日～16 日	台風 20 号	47.5	115.0	8,902	52,505	61,407
昭和 54 年6月 27 日～7月2日	梅雨前線	25.0	268.5	1,044	12,043	13,087
昭和 54 年9月 30 日～10 月1日	台風 16 号	66.0	96.0	4,045	23,691	27,736
昭和 57 年8月 2 日～3 日	台風 10 号・低気圧	39.5	150.5	6,778	43,262	50,040
平成元年9月 2 日～3 日	秋雨前線	23.0	166.0	26	1,927	1,953
平成元年9月 14 日	秋雨前線	49.0	75.5	68	3,600	3,668
平成元年9月 19 日～20 日	台風 22 号	41.0	104.0	3	1,694	1,697
平成7年7月 2 日～6 日	梅雨前線	32.0	290.0	14	2,026	2,040
平成9年7月 9 日	梅雨前線	35.0	74.0	9	163	172
平成9年7月 13 日	梅雨前線	42.0	114.0	61	3,767	3,828
平成9年8月 5 日	低気圧	61.0	75.0	67	3,135	3,202
平成9年8月 7 日	前線	80.0	116.0	359	8,854	9,213
平成 11 年6月 26 日～27 日	梅雨前線	50.0	94.0	3	398	401
平成 11 年6月 29 日～30 日	梅雨前線	42.0	130.0	2	195	197
平成 11 年8月 10 日～11 日	熱帯低気圧	56.0	244.0	364	3,116	3,480
平成 11 年9月 17 日	局地的豪雨	88.0	106.0	85	3,872	3,957
平成 15 年5月 8 日	前線	47.0	80.0	15	611	626
平成 16 年5月 13 日	前線	41.0	89.0	22	310	332
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	42.0	134.0	15	490	505
平成 20 年8月 6 日	局地的豪雨	63.5	73.5	183	2,357	2,540
平成 23 年8月 27 日	局地的豪雨	77.5	88.0	65	1,486	1,551
平成 24 年8月 14 日	局地的豪雨	111.0	159.0	2,554	17,080	19,634

【資料２－９ 各河川による浸水想定】

（出典：国土交通省近畿地方整備局、平成 29 年 6 月）

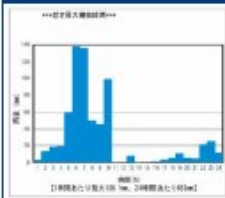


洪水ハザードマップ(大阪府洪水リスク表示図)

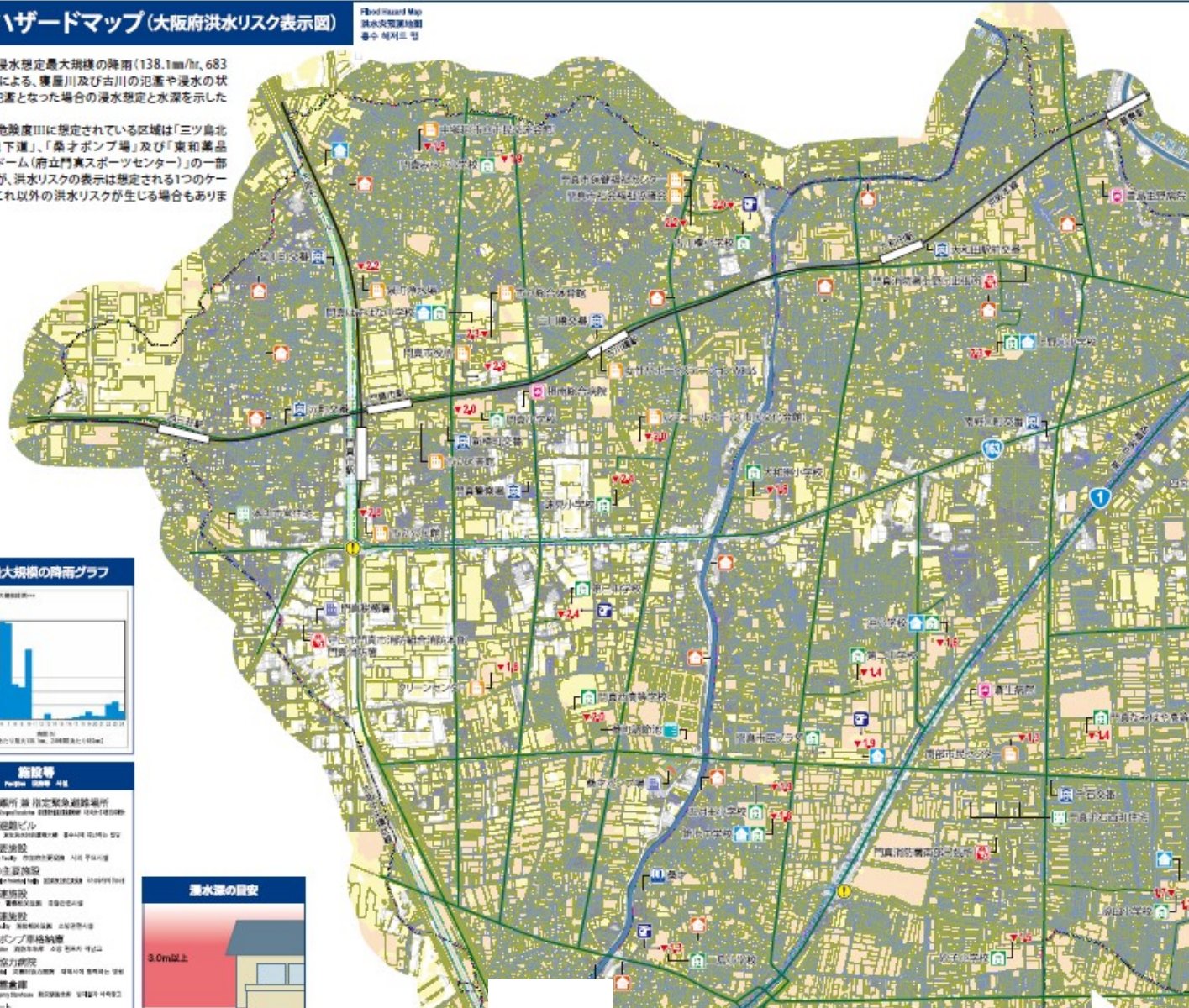
Flood Hazard Map
洪水ハザードマップ
表示 解説 印刷

- この図は浸水想定最大規模の降雨(138.1mm/hr, 683mm/24hr)による、淀川及び古川の氾濫や浸水の状況、内水氾濫となった場合の浸水想定と水深を示したものです。
- 市内には危険度Ⅲに想定されている区域は「三ツ島北部緑の地下道」、「桑才ポンプ場」及び「東和薬品 RACTABドーム(府立門真スポーツセンター)」の一部のみですが、洪水リスクの表示は想定される1つのケースでありこれ以外の洪水リスクが生じる場合もあります。

想定最大規模の降雨グラフ



- 施設等**
- 指定避難所 指定緊急避難場所
- 洪水ハザードマップ
- 市の主要施設
- 府庁の主要施設
- 警察署
- 消防署
- 消防団
- 災害時協力病院
- 防災備蓄倉庫
- ヘリポート



【資料 2－10 南海トラフ地震の津波被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)

大阪府津波浸水想定(全体図)

[津波シミュレーション条件]

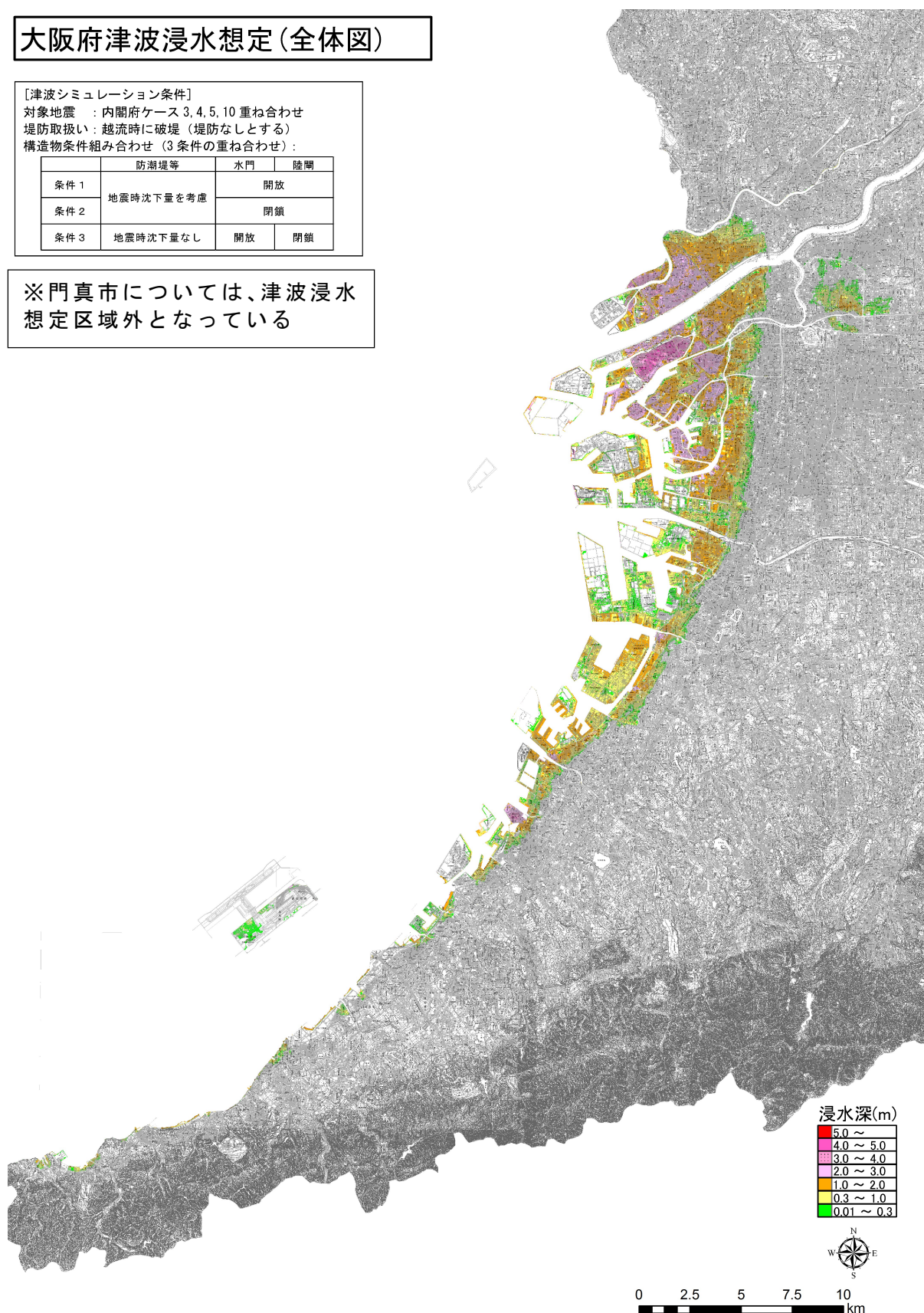
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

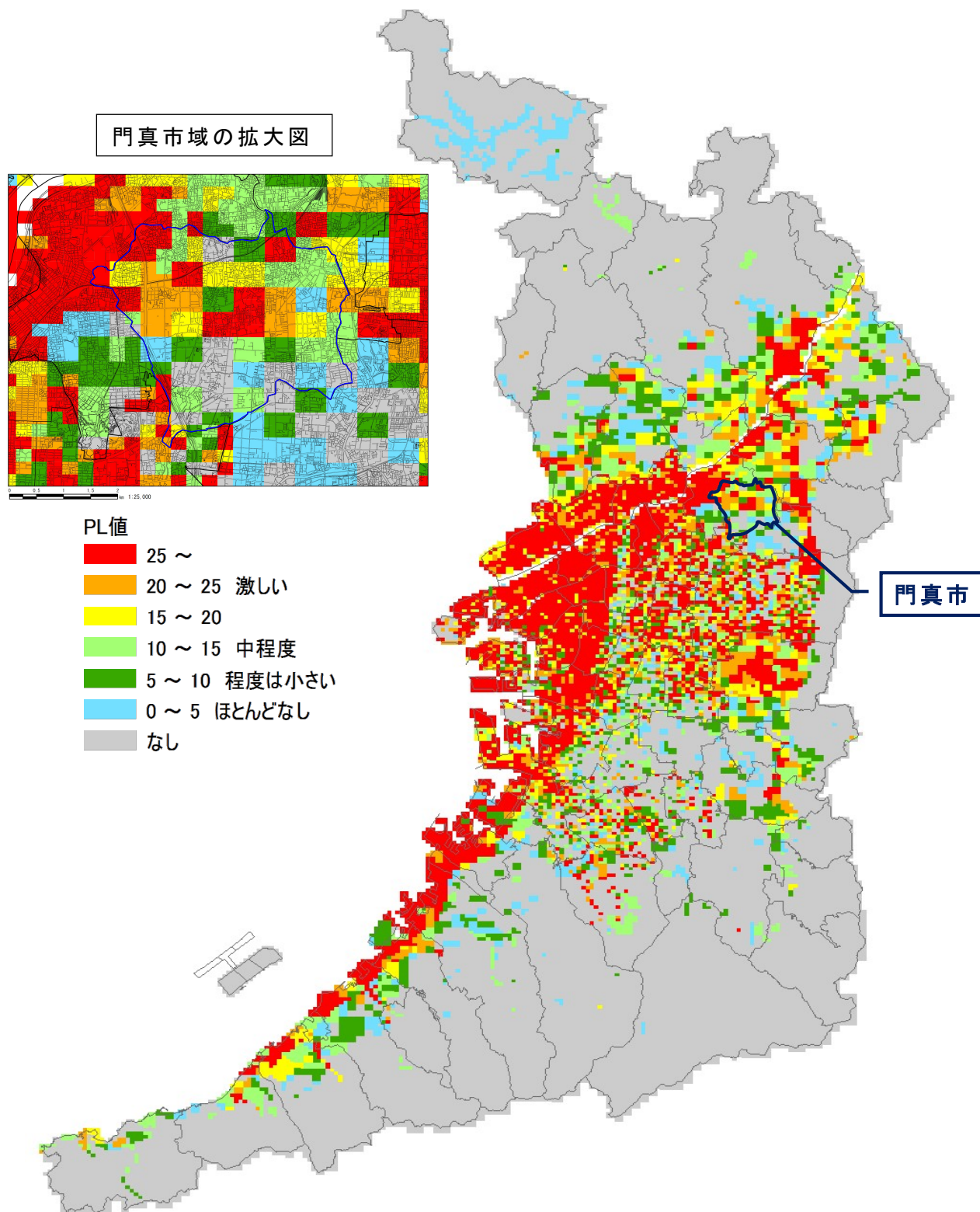
	防潮堤等	水門	陸閘
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件2		閉鎖	
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

※門真市については、津波浸水想定区域外となっている



【資料 2－11 南海トラフ地震の液状化被害想定図】

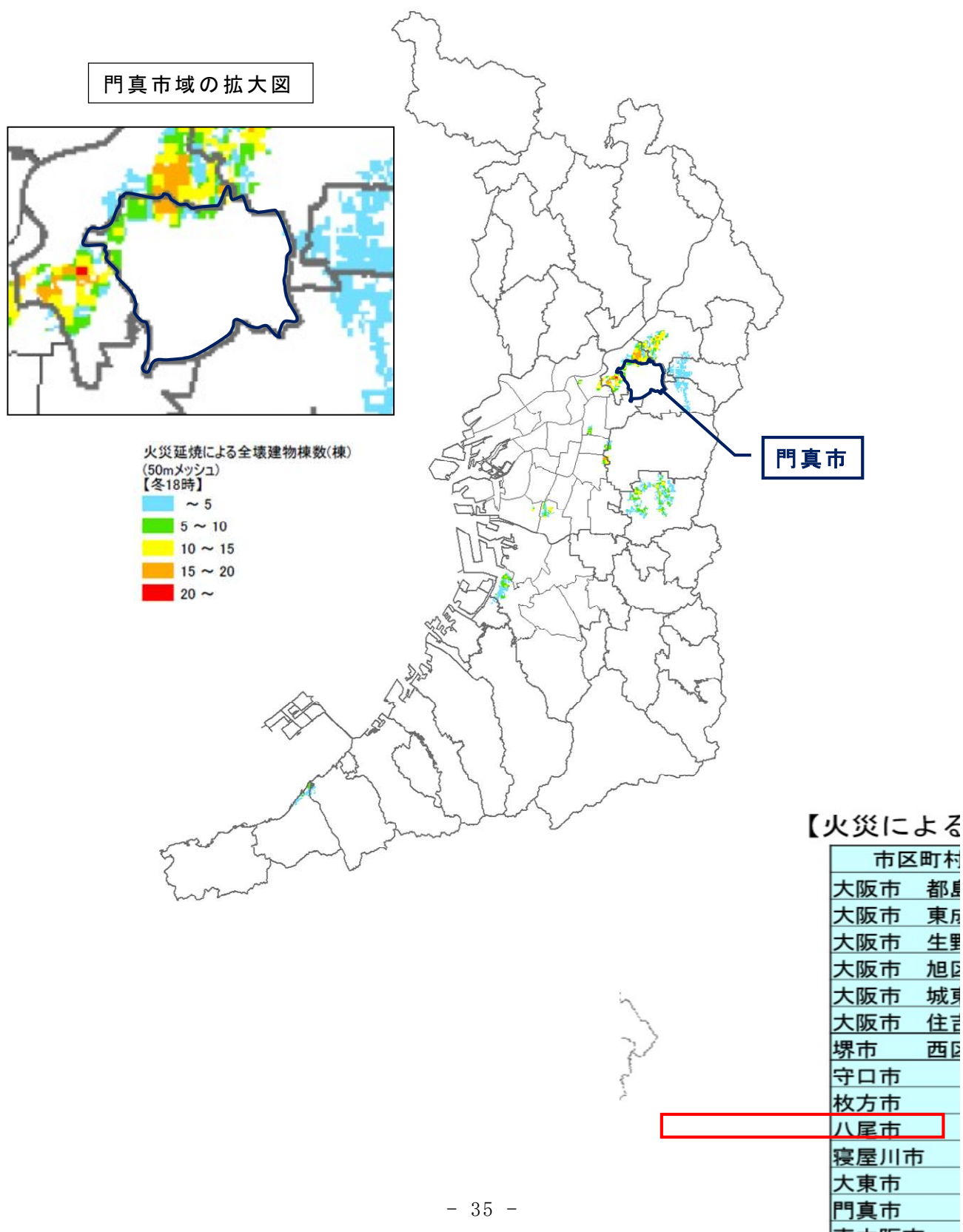
(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第3回部会資料、平成25年8月)



【資料 2-12 南海トラフ地震の地震火災被害想定図】

(出典：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回部会資料、平成25年10月)

【火災による全焼棟数】



【資料３－１ 気象予警報等の種類】

(出典：大阪管区気象台資料、令和４年５月26日現在)

門真市	府県予報区	大阪府	
	一次細分区域	大阪府	
	市町村等をまとめた地域	東部大阪	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 —
	洪水	流域雨量指数基準	
		複合基準※１	寝屋川流域＝(11, 12.8)
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地 (寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川 治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・ 剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	114
	洪水	流域雨量指数基準	
		複合基準※１	寝屋川流域＝(9, 6), 古川流域＝(7, 6.8)
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地 (寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川 治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・ 剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの 降雨※２	
	低温	最低気温－５℃以下	
	霜	４月15日以降の晩霜 最低気温４℃以下	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：－２℃～２℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※２気温は大阪管区気象台の値。

【資料３－２ 関係機関の通信窓口】

(総務部危機管理課調べ、令和７年４月現在)

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
本 部	災害対策本部 (初動対策部)	中町 1-1	06-6902-1231 (06-6902-4935) 危機管理課
市 施 設	南部市民センター	島頭 4-4-1	072-885-1141 (072-887-2073)
	保健福祉センター	御堂町14-1	06-6904-6400
	消費生活センター	末広町41-2 (そよら古川橋駅前3階 く らしの相談窓口)	06-6902-7249
	女性サポートステーション	末広町41-2 (そよら古川橋駅前3階 く らしの相談窓口)	06-6900-8550
	クリーンセンター	深田町19-5	06-6909-0048 業務課 06-6909-4392 施設課
	環境水道部泉町浄水場	泉町 7-23	06-6903-2123 水道事業課 06-6903-2121 お客さまセンター 06-6903-4492 公共下水道事業課
	教育センター	中町 1-19	06-6902-6912
	公民館	新橋町34-24	06-6908-9114
	歴史資料館	柳町11-1	06-6908-8840
	門真市民プラザ	北島546	072-887-6682
	市民文化会館 (ルミエールホール)	末広町29-1	06-6908-5300 (06-6908-5922)
	市民交流会館 (中塚荘)	月出町11-1	06-6907-8101 (06-6901-0551)
	旧第六中学校運動広場	中町 1-25	06-6909-3011
	旧北小学校運動場	泉町 4-12	06-6902-7195 生涯学習課
	北島図書館	北島546 (門真市民プラザ内)	072-887-6648 (072-887-6649)
	こども発達支援センター	北島546 (門真市民プラザ内)	072-883-1680 (072-800-7300)
	総合体育館	中町11-70	06-6115-5166 (06-6905-8287)

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
消 防	守口市門真市消防組合 消防本部	殿島町 7-1	06-6906-1122 (06-6906-3388)
	守口市門真市消防組合 門真消防署	殿島町 7-1	06-6905-0119 (06-6900-3222)
	守口市門真市消防組合 門真消防署上野口出張所	上野口町 8-10	072-883-0119
	守口市門真市消防組合 門真消防署南部出張所	千石西町10-16	072-885-0119
大 阪 府	大阪府危機管理室	大阪府中央区大手前 2	06-6941-0351 (06-6944-6654) 直通06-6944-6478
	大阪府門真警察署	柳町13-14	06-6906-1234 (06-6902-4345)
	大阪府枚方土木事務所	枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方オフィ スB6階	072-844-1331 (072-843-4623)
	大阪府寝屋川水系 改修工営所	大阪市城東区東中浜 4- 6-35	06-6962-7664 (06-6969-6483)
	中部農と緑の総合事務所	八尾市庄内町 2-1-36	072-994-1515 (072-991-8281)
	大阪府守口保健所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6993-3131 (06-6993-3136)
	東部流域下水道事務所	東大阪市川俣 2-1-1	06-6784-3721 (06-6784-3720)
国 関 係	農林水産省近畿農政局 大阪府拠点	大阪府中央区大手前 1- 5-44大阪合同庁舎第 1 号 館 6 階	06-6943-9691 (06-6943-9699)
	国土交通省近畿運輸局	大阪府中央区大手前 4- 1-76大阪合同庁舎第 4 号 館	06-6949-6404 (06-6949-6458)
	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所	枚方市新町 2-2-10	072-843-2861
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421 (06-6932-1439)
	厚生労働省大阪労働局 門真公共職業安定所	殿島町 6-4	06-6906-6831
	気象庁大阪管区气象台	大阪府中央区大手前 4- 1-76大阪合同庁舎第 4 号 館	06-6949-6303 (06-6941-1846)
	陸上自衛隊 第 3 師団第36普通科連隊	兵庫県伊丹市緑が丘 7-1- 1	072-782-0001

	名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
公 共 機 関 等	日本郵便株式会社 門真郵便局	一番町 4-8	06-6909-1301 (06-6903-0982)
	西日本電信電話株式会社 関西支店	大阪市都島区東野田4-15-82	06-6490-1324 (06-6881-5044)
	関西電力送配電株式会社大 阪支社大阪北電力本部守口 配電営業所	守口市八雲東町 1-9-15	0800-777-3081 (06-6906-3303)
	大阪ガスネットワーク株式 会社 北東部導管部	東大阪市稲葉 2-3-17	0729-66-5354
	京阪電気鉄道株式会社 枚方市駅	枚方市岡東町19-14	072-841-3526
	大阪市高速電気軌道株式会 社	大阪市西区九条南 1-12-62	06-6585-6106
	近鉄バス株式会社 稲田営業所	東大阪市稲田三島町 1-12	06-6746-2565 (06-6746-2567)
	大阪モノレール株式会社	吹田市千里万博公園 1-8	06-6319-9961 (06-6875-6302)
	京阪バス株式会社 門真営業所	千石東町17-20	072-887-2121 (072-882-0798)
	西日本高速道路株式会社 関西支社大阪高速道路事務 所	茨木市大字小坪井 527-12	06-6877-4855 (06-6877-9559)
	淀川左岸水防事務組合	枚方市三矢町 6-11	072-841-2310 (072-841-0741)
医 療 関 係	保健福祉センター (休日診療所)	御堂町14-1	06-6903-3000
	門真市医師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6904-0175 (06-6905-9674)
	門真市歯科医師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6904-0670 (06-6904-4624)
	門真市薬剤師会	御堂町14-1 (保健福祉センター内)	06-6907-2770 (06-6907-2771)
	日本赤十字社大阪府支部	大阪府中央区大手前 2-1-7	06-6943-0705 (06-6941-2038)
応 援 協 定 都 市	守口市 危機管理室	守口市京阪本通 2-5-5	06-6992-1221 (06-6994-7494) 直通06-6992-1497
	枚方市 危機管理部危機管理対策推 進課	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1221 (072-841-3092) 直通072-841-1270
	寝屋川市 危機管理部防災課	寝屋川市本町 1-1	072-824-1181 (072-825-2633) 直通072-825-2194
	大東市 危機管理室	大東市曙町 4-6 大東市立市民会館401号	072-872-2181 (072-870-1555) 直通072-889-1511
	四條畷市 都市整備部危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121 (072-879-4343)
	交野市 危機管理室	交野市私部 1-1-1	072-892-0121 (072-893-2636)

【資料 3－3 大阪府防災行政無線多重回線構成図】

(出典：大阪府地域防災計画関連資料集、令和 2 年 3 月修正)

大阪府防災行政無線 多重回線構成図



【資料３－４ 大阪地区非常通信経路計画（市町村系）】

（総務部危機管理課調べ、令和６年２月現在）

発信 (市町村)	・ ・ ・ : 使送区間 － － － : 無線区間 ～ ～ ～ : 有線区間	非常通信経路 (中継)	着信 (大阪府)
門真市 危機管理課	1.3 km － － － 門真警察署 (警備課)	隣 － － － 府警察本部 (通信司令室) ～ ～ ～	大阪府 危機管理室
	1.2 km － － － 関西電力送配電 守口配電営業所 (守口配電営業所契約運営)	3.0 km ～ ～ ～ 関西電力本店 (IT戦略室 情報通信センター)	
	0.4 km ・ ・ ・ 京阪門真市駅 (係員室)	1.5 km ～ ～ ～ 京阪電鉄本社 (経営統括室総務担当) ・ ・ ・	
	1.5 km ・ ・ ・ 佐太水防屯所	淀川左岸水防事務組合 (淀川左岸移動局)	
	消防本部 (司令課)	消防 大阪市消防局 (指令情報センター)	
	1.5 km ・ ・ ・ 門真消防署 (消防課)	消防 消防本部 (司令課) 消防 大阪市消防局 (指令情報センター)	

【資料３－５ 災害時の広報文例】

（総務部危機管理課作成、令和7年3月現在）

番 号	概 要
1	地震発生時の放送（震度 5 弱程度以上の場合）
2	地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）
2-1	地震発生直後から30分後位の場合
2-2	地震発生30分後以降 2 時間以内の場合
2-3	地震発生後 2 時間～ 6 時間以内の場合
2-4	地震発生後 6 時間以降の場合
3	火災地区住民への避難指示等の伝達
4	水災地区住民への避難指示等の伝達
5	現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報
6	安心情報の伝達（認定こども園・学校・事業所等）

発生時の広報文例

〔例文 1〕 地震発生時の放送（震度 5 弱程度以上の場合）
● こちらは、門真市役所です。ただいま、大きな地震がありました。 市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。 声をかけあって、まず火の始末をしましょう。 そして、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 くりかえしお知らせいたします。

〔例文 2〕 地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

2 - 1 地震発生直後から 30 分後位の場合（震度 5 弱以上の場合）

- こちらは、門真市役所です。ただいま大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチ、ブレーカーも切ってください。
ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は閉まっていますか。
子どもさんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴をはいてください。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓やガスボンベの元栓を閉めてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
- こちらは、門真市役所です。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。
道路中央は、消防車や救急車など緊急車両が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること）

2-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに、広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。引き続き、地震活動に注意してください。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

市民の皆さん あわてて外に飛び出さないでください。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦などの落下物に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道の中央を歩いてください。

垂れ下がった電線には絶対に触れないでください。

以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。
皆さん 落ち着いてまわりを見てください。地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。
また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。
さきほどの地震は「震度 」と発表されました。
引き続き、地震活動に注意してください。

自宅にいる人はそのまま中にいてください。
水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
トイレの水は流さないでください。
タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようにお願いします。
以上、門真市役所です。

- こちらは、門真市役所です。
地域の自主防災組織や自治会の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。 以上、門真市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

2-3 地震発生後2時間～6時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。地震活動がまだ続いています。引き続き、注意してください。家族全員にケガがないかどうか確かめてください。小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子どもたちは特に注意して見てあげる必要があります。

- こちらは、門真市役所です。さきほどの地震は「震度 」と発表されました。地震活動がまだ続いています。引き続き、注意してください。近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。ガスの元栓を閉めるようにしてあげてください。電気器具のスイッチ、避難時にはブレーカーも切ってあげてください。
 - こちらは、門真市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。門真市の震度は「震度 」と発表されました。地震活動がまだ続いています。次の事柄に関して、しばらくの間は注意してください。
 - 電話は緊急時以外使わない。
 - 水はむだにしない。
 - むやみに見物に出かけない。
 - 必要もないのに表に出ない。
 - 照明スイッチをつけたり消したりしない。
 - マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
 - タバコはしばらく、がまんしてください。出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、門真市役所です。くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

2-4 地震発生後6時間以降の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、門真市災害対策本部です。
これまでにかかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は 人です。
そのうちわけは、 地区で 人、 地区で 人です。
半壊、又全壊した家屋は 棟です。
そのうちわけは、 地区で 棟、 地区で 棟です。
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
以上、門真市災害対策本部です。
 - こちらは、門真市災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけで過ごせるよう、地域の人たちとともに準備してください。

また、小さい子どもさんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず、一声かけて安心させることを心掛けてください。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、避難場所や災害対策本部などの掲示板でお知らせします。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳をかさない、人に伝えないようお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
 - こちらは、門真市災害対策本部です。
地域の自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文 3] 火災地区住民への避難指示等の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
地区の火災は、地区へ燃え広がっています。
(地区の火災は、地区へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な(避難場所)へ早めに避難させてください。
くりかえしお知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難指示等が出ました。
現在地区の火災が、地区へ燃え広がっています。
(地区の火災は、地区へ燃え広がる危険があります。)
地区の住民の方は、直ちにへ(方面へ)避難してください。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 4] 水災地区住民への避難指示等の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
現在、町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な(小学校、中学校、高校など)へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、門真市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、門真市災害対策本部です。
避難指示等が出ました。
地域一帯は、川の付近が決壊し、浸水しています。
(地域一帯は、川の付近が決壊のおそれがあります。)
地域の住民の方々は、直ちに避難してください。
避難先は、(小学校、中学校、高校など)です。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・
(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

〔例文 5〕 現地対策災害対策本部及び市民災害相談窓口の開設の周知のための広報

- こちらは、門真市災害対策本部です。
現地災害対策本部及び市民災害相談窓口の設置場所についてお知らせします。
- 現地災害対策本部は、 に設置しました。
 - 市民災害相談窓口は、庁舎 に設置したほか、現地災害対策本部でも相談の受付を行います。どうぞご利用ください。
 - 現地災害対策本部では行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
- 以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

〔例文 6〕 安心情報の伝達（認定こども園・学校・事業所等）

- こちらは、門真市災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
- 地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 市立の認定こども園、小・中学校の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - 学校、 学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
 - 園、 学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
 - 小学校、 中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（ ）に待機しています。
 - 株式会社 工場は、従業員全員の無事が確認されました。
 - ビルは大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
 ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。
- 以上、門真市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

【資料 4－1 台風情報発表文例】

(出典：大阪管区気象台資料、平成27年12月 1 日現在)

平成 2 7 年 台風第 2 3 号に関する情報 第 34 号

平成 27 年 10 月 8 日 16 時 54 分 気象庁予報部発表

(見出し)

台風第 23 号から変わった発達中の低気圧の影響で、北海道地方では引き続き 9 日にかけて、高潮に厳重に警戒し、暴風、高波、大雨に警戒してください。東北地方では暴風や高波に、関東地方では高波に警戒してください。

(本文)

[気圧配置など]

超大型の台風第 23 号は、8 日 12 時に温帯低気圧に変わりました。台風から変わった発達中の低気圧は、8 日 15 時には根室市の南東海上にあって北へ進んでいます。最大風速は 30 メートルで、北日本から東日本にかけての広い範囲で、風速 15 メートル以上の強い風が吹いています。

低気圧は、8 日夜にかけて北海道地方に最も接近し、その後、9 日は千島近海からオホーツク海に進む見込みです。

[防災事項]

<暴風・高波>

北日本では非常に強い風が吹いており、北日本と関東地方の海上は大しけとなっている所があります。

北海道地方では 9 日夕方にかけて、東北地方では 9 日朝にかけて、非常に強い風が吹くでしょう。海上は、東北地方、関東地方では 9 日明け方にかけて、北海道地方では 9 日昼過ぎにかけて、大しけが続くでしょう。

9 日にかけて予想される最大風速（最大瞬間風速）は、

北海道地方 25 メートル（35 メートル）

東北地方 23 メートル（35 メートル）

9 日にかけて予想される波の高さは、

北海道地方 8 メートル

東北地方 7 メートル

関東地方 6 メートル

の見込みです。

暴風や高波に警戒してください。

<高潮>

台風から変わった低気圧の影響で、北海道地方では潮位がかなり高くなっているところがあります。

9 日にかけて潮位の高い状態が続く見込みです。

海岸や河口付近の低地では、高潮による浸水や冠水に厳重に警戒してください。

<大雨>

北海道地方では 9 日明け方にかけて、雷を伴った 1 時間に 50 から 60 ミリの非常に激しい雨の降る所があるでしょう。

9 日 18 時までの 24 時間に予想される雨量は、北海道地方の多い所で、150 ミリの見込みです。

低い土地の浸水、河川の増水やはん濫、土砂災害に警戒してください。

[補足事項]

地元気象台が発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。

これで「台風第 23 号に関する情報（総合情報）」は終了しますが、今後「暴風と高波に関する全般気象情報」を 9 日 5 時頃に発表する予定です。

【資料４－２ 守口市門真市消防組合における消防力の状況】

(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

１ 守口市門真市消防組合 署所の配置

署所別	所在地	構造	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)	延面積 (㎡)
消 防 本 部	門真市 殿島町 7 番 1 号	鉄 骨 筋 5 階 建	3,859.51	532.03	2,436.26
守口消防署	守口市 京阪本通 2 丁目 13 番 9 号	鉄 筋 コンクリート造 6 階 建	1,500.00	842.21	2,602.08
三郷出張所	守口市 松下町 1 番 21 号	鉄 骨 造 2 階 建	232.56	166.47	310.54
東部出張所	守口市 金田町 1 丁目 37 番 19 号	鉄 筋 コンクリート造 4 階 建	1,230.09	540.79	1,196.02
門真消防署	門真市 殿島町 7 番 1 号	鉄 骨 鉄 筋 コンクリート造 3 階建 (訓練等 8 階)	3,859.51	937.96	2,603.85
		(旧通信指令室棟) 鉄 骨 造 3 階 建		97.22	247.50
上野口出張所	門真市 上野口町 8 番 10 号	鉄 骨 造 2 階 建	152.72	99.70	199.16
南部出張所	門真市 千石西町 10 番 16 号	鉄 筋 コンクリート造 3 階 建	1,200.00	650.14	1,542.05

2 職員定数・実数及び配置状況

(出典：消防年報・令和5年版、令和6年4月1日現在)

区 分	合 計	消 防 吏 員										そ の 他 の 職 員
		消 正	防 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 士	防 長	消 防 副 士 長	消 防 士	
条例定数	385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実 数	339	1	5	16	20	88	121	16	71	1	—	—
小 計	128	1	3	8	8	40	36	7	24	1	—	—
消 防 本 部	消 防 長	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	次 長	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	総 務 課	18	—	—	2	2	6	6	—	1	1	—
	総 務 課 付	14	—	—	—	—	1	—	—	13	—	—
	予 防 課	9	—	1	1	—	4	3	—	—	—	—
	警 備 課	日 勤	10	—	—	2	1	3	2	1	1	—
		交 替 勤 1	12	4	—	—	—	2	—	1	1	—
		交 替 勤 2		4	—	—	—	2	1	1	—	—
		交 替 勤 3		4	—	—	—	1	2	—	1	—
	司 令 課	日 勤	3	—	—	1	—	2	—	—	—	—
		交 替 勤 1	25	9	—	—	—	1	5	3	—	—
		交 替 勤 2		8	—	—	—	1	4	3	—	—
		交 替 勤 3		8	—	—	—	1	4	3	—	—
	救 助 課	日 勤	4	—	—	1	—	1	1	—	1	—
		交 替 勤 1	30	10	—	—	—	1	6	—	2	—
		交 替 勤 2		10	—	—	—	1	2	3	2	—
		交 替 勤 3		10	—	—	—	1	2	3	2	—
守 口 消 防 署	小 計	106	—	1	4	6	23	43	4	25	—	—
	本 署	日 勤	9	—	1	1	—	2	5	—	—	—
		交 替 勤 1	51	17	—	—	1	1	3	7	—	5
		交 替 勤 2		17	—	—	1	1	3	6	1	5
		交 替 勤 3		17	—	—	1	1	4	7	1	3
	三 郷	交 替 勤 1	13	4	—	—	—	—	1	2	—	1
		交 替 勤 2		4	—	—	—	—	1	2	—	1
		交 替 勤 3		5	—	—	—	—	1	2	—	2
	東 部	交 替 勤 1	33	11	—	—	—	1	3	4	—	3
		交 替 勤 2		11	—	—	—	1	3	3	2	2
		交 替 勤 3		11	—	—	—	1	2	5	—	3
門 真 消 防 署	小 計	105	—	1	4	6	25	42	5	22	—	—
	本 署	日 勤	9	—	1	1	—	3	3	1	—	—
		交 替 勤 1	48	16	—	—	1	1	3	8	—	3
		交 替 勤 2		16	—	—	1	1	5	4	—	5
		交 替 勤 3		16	—	—	1	1	4	5	1	4
	上 野 口	交 替 勤 1	12	4	—	—	—	—	1	1	—	2
		交 替 勤 2		4	—	—	—	—	1	2	—	1
		交 替 勤 3		4	—	—	—	—	1	1	—	2
	南 部	交 替 勤 1	36	12	—	—	—	1	2	6	2	1
		交 替 勤 2		12	—	—	—	1	2	7	—	2
		交 替 勤 3		12	—	—	—	1	3	5	1	2

3 消防車両等の配置状況

(出典：消防年報・令和5年版、令和6年4月1日現在)

区 分		名 称	無 線 番 号	登 録 番 号
消 防 本 部		指 令 車		大阪342 た 119
		査 察 広 報 車	もりかどささつ 2	大阪800 せ 3629
		多 目 的 搬 送 車	もりかどたもくてきはんそう 3	大阪800 さ 8968
		指 揮 広 報 車	もりかどしき 5	大阪800 す 9363
		人 員 搬 送 車	もりかどじんいんはんそう 6	大阪800 せ 9061
		指 揮 調 査 車	もりかどしきちょうさ 8	大阪800 せ 9089
		救 助 工 作 車	もりかどきゅうじょ 1	大阪833 て 119
		水 難 救 助 兼 後 方 支 援 車	もりかどきゅうじょ 3	大阪800 さ 9172
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 6	大阪830 す 2905
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 9	大阪800 さ 409
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 10	大阪800 せ 9943
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 11	大阪830 そ 3001
		事 務 連 絡 車		大阪480 な 9900
		ミ ニ 消 防 車	もりかどミニ	大阪880 あ 5899
守 口 消 防 署	本 署	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST11	大阪800 せ 8321
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST12	大阪800 そ 6125
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST13	大阪800 せ 2943
		化 学 車	もりかどかがく 1	大阪831 ち 11
		梯 子 車	もりかどはしご 1	大阪830 つ 14
		救 助 工 作 車	もりかどきゅうじょ 2	大阪830 ん 911
		指 揮 車	もりかどしき 15	大阪800 せ 4757
		指 揮 広 報 車	もりかどこうほう 16	大阪800 せ 7368
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 1	大阪830 と 501
		査 察 広 報 車		大阪880 あ 1529
	三 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST21	大阪800 せ 7105
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST22	大阪800 せ 3925
	東 部 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST31	大阪800 そ 7554
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST32	大阪800 せ 1632
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 2	大阪800 そ 1131
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 3	大阪830 つ 203
門 真 消 防 署	本 署	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST51	大阪800 せ 5161
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST52	大阪800 そ 6145
		指 揮 車	もりかどしき 55	大阪800 せ 4758
		指 揮 広 報 車	もりかどこうほう 56	大阪800 せ 4951
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 5	大阪830 さ 309
		査 察 広 報 車		大阪880 あ 1530
	上野口出張所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST61	大阪800 せ 8322
	南 部 出 張 所	小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST71	大阪800 せ 7106
		小 型 水 槽 付 ポ ン プ 車	もりかど ST72	大阪800 せ 3926
		化 学 車	もりかどかがく 2	大阪830 に 51
		梯 子 車	もりかどはしご 2	大阪830 せ 74
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 7	大阪830 た 507
		救 急 車	もりかどきゅうきゅう 8	大阪830 ね 108

【資料４－３ 消防水利の現況】

(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

区 分				合 計	守 口 市	門 真 市
公 設 消 火 栓	合 計			3,899	2,243	1,656
	配 管 口 径	150mm 未満	水利基準適合	926	698	228
			水利基準不適合	80	41	39
		150 mm		1,415	858	557
		200 mm		940	409	531
		250 mm		172	82	90
		300 mm		249	97	152
		350 mm		57	18	39
		400 mm		39	23	16
		450 mm		1	1	—
		500 mm		17	13	4
		600 mm		3	3	—
公設防火水槽	合 計			63	33	30
	貯 水 量	40 m³以上 60 m³未満		51	24	27
		60 m³以上100 m³未満		2	2	—
		100 m³以 上		10	7	3
指定消防水利	合 計			69	44	25
	防火水槽	貯 水 量	40 m³以上 60 m³未満	2	2	—
			60 m³以上100 m³未満	1	—	1
			100 m³以 上	2	—	2
	プ ー ル			44	22	22
	私 設 消 火 栓			20	20	—
そ の 他 の 水 利 等	合 計			412	250	162
	防火水槽	貯 水 量	40 m³未 満	19	11	8
			40 m³以上 60 m³未満	141	63	78
			60 m³以上100 m³未満	23	17	6
			100 m³以 上	26	17	9
	プ ー ル			7	4	3
	私 設 消 火 栓			147	108	39
	河 川（取水箇所）			1	—	1
	池			1	—	1
	あんしん給水栓			29	12	17
	拠点給水設備			2	2	—
	大阪市消火栓			16	16	—

【資料４－４ 防火管理者選任状況】

(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

用 途 (令別表)			区 分			必要対象物			選任(届出) 対 象 物			消 防 計 画 届出対象物			選 任 (届出) 率(%)
			総 計												
				計	守口	門真	計	守口	門真	計	守口	門真			
			1,911	904	1,007	1,683	773	910	1,493	698	795	88.1			
1	イ	劇 場 ・ 観 覧 場 等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0			
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	94	33	61	71	23	48	62	21	41	75.5			
2	イ	キ ャ バ レ ー ・ カ フ ェ ー 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ	遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	12	6	6	12	6	6	12	6	6	100.0			
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	3	1	2	3	1	2	3	1	2	100.0			
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ	飲 食 店	87	41	46	74	30	44	68	31	37	85.1			
4		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	145	56	89	133	47	86	133	47	86	91.7			
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル ・ 宿 泊 所 等	10	2	8	10	2	8	10	2	8	100.0			
	ロ	寄 宿 舎 ・ 下 宿 ・ 共 同 住 宅	365	179	186	305	141	164	265	126	139	83.6			
6	イ(1)	特 定 診 療 科 名 を 有 す る 病 院 等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0			
	イ(2)	特 定 診 療 科 名 を 有 す る 有 床 診 療 所 等	3	—	3	3	—	3	3	—	3	100.0			
	イ(3)	(1)以外の病院・(2)以外の有床診療所等	8	2	6	8	2	6	8	2	6	100.0			
	イ(4)	無 床 診 療 所 ・ 無 床 助 産 所	22	11	11	20	9	11	20	9	11	90.9			
	ロ(1)	老 人 短 期 入 所 施 設 ・ 有 料 老 人 ホ ー ム 等	122	65	57	122	65	57	122	65	57	100.0			
	ロ(2)	救 護 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ(3)	乳 児 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ(4)	障 害 児 入 所 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ(5)	障害者支援施設・共同生活援助施設等	11	8	3	10	7	3	8	7	1	90.9			
	ハ(1)	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	30	17	13	30	17	13	26	14	12	100.0			
	ハ(2)	更 生 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	66	43	23	66	43	23	63	40	23	100.0			
	ハ(4)	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 等	3	3	—	3	3	—	3	3	—	100.0			
	ハ(5)	身体障害者福祉センター・障害者支援施設等	8	6	2	8	6	2	8	6	2	100.0			
	ニ	幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	11	4	7	11	4	7	11	4	7	100.0			
7		小 学 校 ・ 中 学 校 ・ 高 等 学 校 等	35	17	18	34	16	18	31	14	17	97.1			
8		図 書 館 ・ 博 物 館 等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0			
9	イ	蒸 気 浴 場 ・ 熱 気 浴 場 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ	イ 以 外 の 公 衆 浴 場	11	6	5	11	6	5	10	5	5	100.0			
10		車 両 の 停 車 場 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
11		神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会 等	15	8	7	14	7	7	13	6	7	93.3			
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	59	20	39	54	18	36	46	17	29	91.5			
	ロ	映 画 ス タ ジ オ 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
13	イ	自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	ロ	飛 行 機 の 格 納 庫 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
14		倉 庫	31	—	31	31	—	31	29	—	29	100.0			
15		前 各 項 に 該 当 し な い 事 業 場	107	50	57	99	44	55	75	27	48	92.5			
16	イ	特防を含む複合用途防火対象物	531	254	277	446	215	231	372	191	181	84.0			
	ロ	イ 以 外 の 複 合 用 途 防 火 対 象 物	116	71	45	99	60	39	86	53	33	85.3			
17		重 要 文 化 財 等	1	—	1	1	—	1	1	—	1	100.0			

【資料４－５ 守口市門真市消防組合の組織】

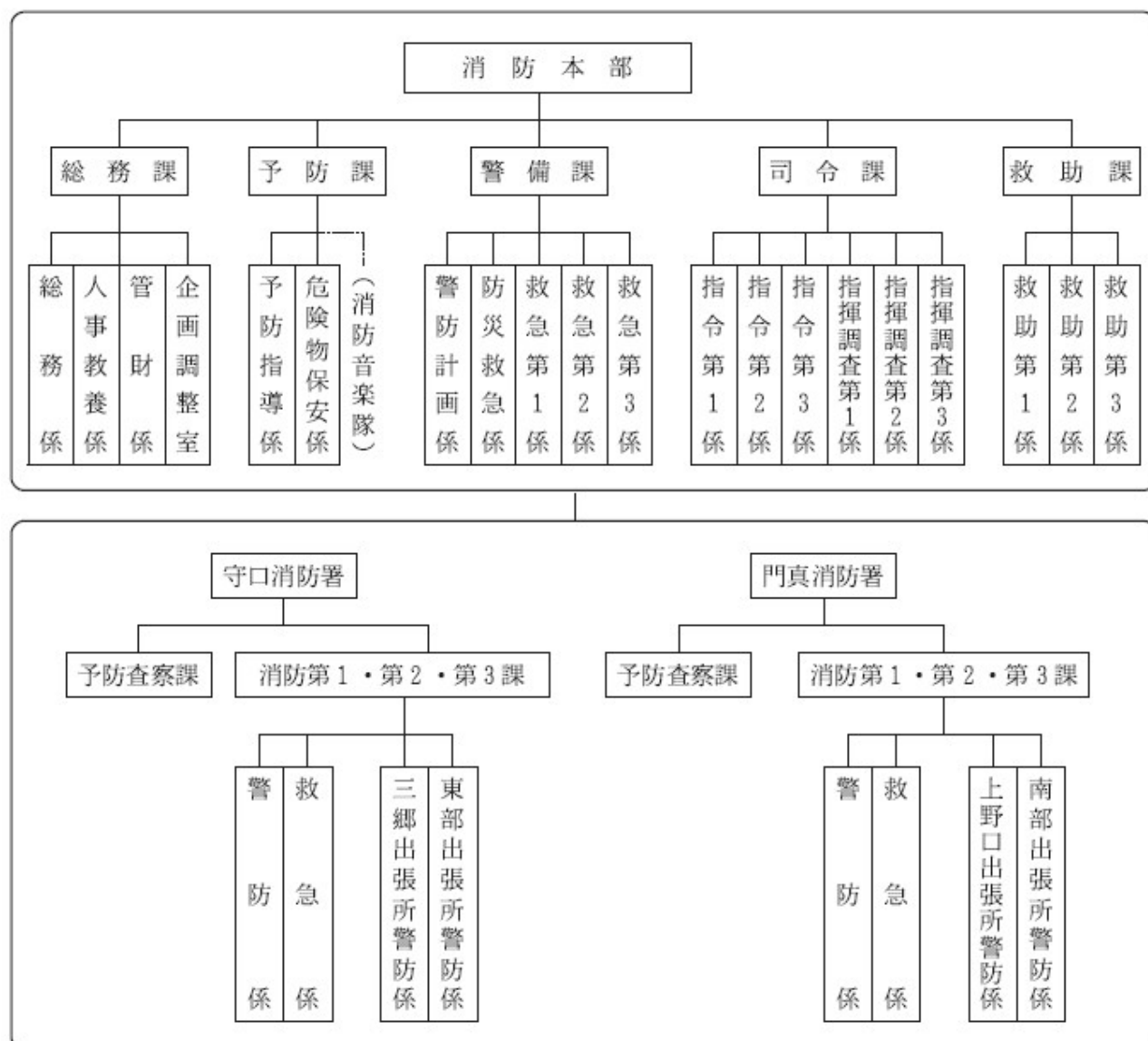
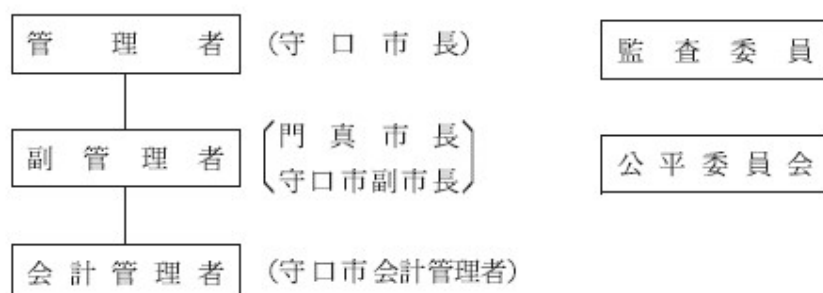
(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

消防組合議会

議員定数 15名(守口市8名、門真市7名)

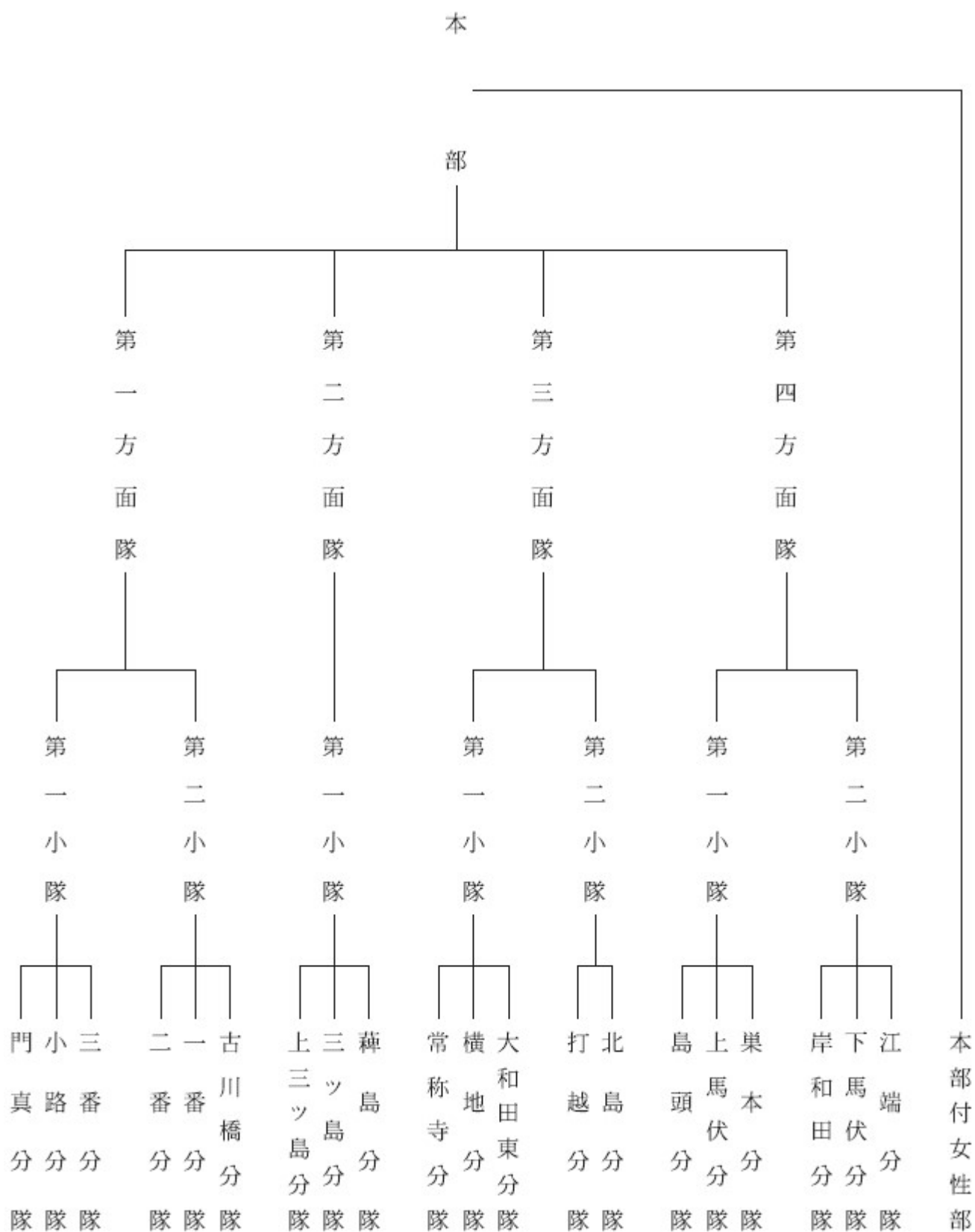
執行機関

行政委員



【資料4－6 門真市消防団の組織】

(出典：消防年報・令和5年版、令和6年4月1日現在)



【資料４－７ 消防組合保有資器材一覧表】

(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

１ 警防資器材保有状況

種別	品 名	数 量	種別	品 名	数 量
放水器具	ホース	929	測定用器具	可燃性ガス測定器	9
	ツイスターノズル	33		有毒ガス測定器	2
	クアドラフোগノズル	6		放射線測定器	7
	発泡器具	15		化学剤検知器	2
	ターレット(放水砲含む)	6		生物剤検知器	－
一般救助器具	三連梯子	17	隊員保護用器具	陽圧式化学防護服	9
	空気式救助マット	2		化学防護服(陽圧式除く)	15
	救命索発射銃	2		放射線粉塵用マスク	6
	サバイバーリング	2		放射線防護服(個人用線量計)	4(5)
	平担架・バスケット型担架	5		耐熱服	6
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	水難救助用器具	潜水器具一式	6
	油圧スプレッター(大型含む)	4		救命胴衣	78
	可搬式ウインチ	4		救命ボート	4
	マンホール救助器具	2		船外機	1
	マット型空気ジャッキ	2		潜水用空気ボンベ	11
切断用器具	油圧切断機(大型含む)	2	高度救助用器具	熱画像直視装置	2
	エンジンカッター	17		画像探索機	3
	ガス溶断器	1		地中音響探知機	1
	チェーンソー	2		夜間用暗視装置	1
	鉄線カッター	2		地震警報器	1
	空気鋸(エアーソー)	4	他の救助用器具	緩降機	2
	空気切断機(エアーカッター)	2		ロープ登降機	12
	鉄筋切断用チェーンソー	1		救助用降下機	17
破壊用器具	万能斧	52		発電機	27
	ハンマー	3		投光器	21
	携帯用コンクリート破壊器具	5		携帯投光器(強力ライト等)	74
	削岩機	3		携帯無線機 (署活系無線機)	32(118)
呼吸保護用具	空気呼吸器	93	その他	除染シャワー	2
	同ボンベ	271		消火薬剤泡(ℓ)	1,760
	防塵マスク	359			
	送排風機	2			

2 救急車資器材積載状況

種 別	品 名	数 量
観 察 用 資 器 材	血 圧 計	18
	血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器	9
	検 眼 ラ イ ト	9
	心 電 計	9
	体 温 計	27
	聴 診 器	27
	血 糖 値 測 定 器	9
呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材	気 道 確 保 用 資 器 材	198
	吸 引 器 一 式	18
	喉 頭 鏡	9
	酸 素 吸 入 器 一 式	18
	自 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	9
	自 動 体 外 式 除 細 動 器	9
	手 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	9
	マ ギ ー ル 鉗 子	27
	ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡	9
資 保 創 器 護 傷 用 等 材	固 定 用 資 器 材	90
	創 傷 保 護 用 資 器 材	225
資 保 温 ・ 搬 送 用 器 材	雨 お お い	18
	ス ク ー プ ス ト レ ッ チ ャ ー	9
	担 架	27
	バ ッ ク ボ ー ド	9
	保 温 毛 布	9
器 毒 止 感 用 ・ 染 消 材 防	感 染 防 止 用 資 器 材	72
	消 毒 用 資 器 材	27
資 通 信 用 器 材	無 線 装 置	10
	情 報 通 信 端 末	8
	携 帯 電 話	8
そ の 他 の 資 器 材	懐 中 電 灯	27
	救 急 バ ッ ク	9
	ト リ ア ー ジ タ ッ グ	900
	膿 盆	18
	は さ み	27
	ピ ン セ ッ ト	9
	分 娩 用 資 器 材	9
	冷 却 用 資 器 材	18

【資料４－８ 消防相互応援協定一覧表】

(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

(1) 消防相互応援協定

大規模な火災、その他の災害等に対処し、消防力の効率的な運用を図るため、消防組織法の規定に基づき、次のように消防相互応援協定を締結している。

【消防相互応援協定一覧表】

協 定 名	締結年月日	協 定 市 町 村
大阪府北ブロック消防相互応援協定	昭和 40 年 6 月 22 日	吹田市・守口市・高槻市・枚方市・茨木市・寝屋川市・門真市・大東市・摂津市・四條畷市・交野市・島本町・枚方寝屋川消防組合
大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定	昭和 40 年 12 月 1 日 平成 25 年 11 月 1 日 再締結	大阪市
大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定	昭和 45 年 10 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 再締結	大阪市
守口市門真市消防組合、東大阪市消防相互応援協定	昭和 51 年 3 月 22 日 平成 22 年 3 月 20 日 再締結	東大阪市
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和 63 年 9 月 1 日 平成 27 年 9 月 1 日 再締結	府下の消防本部を設置する市町
第二京阪道路(枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで)消防相互応援協定	平成 22 年 1 月 27 日 平成 26 年 4 月 1 日 再締結	京田辺市・交野市・大東四條畷消防組合・枚方寝屋川消防組合

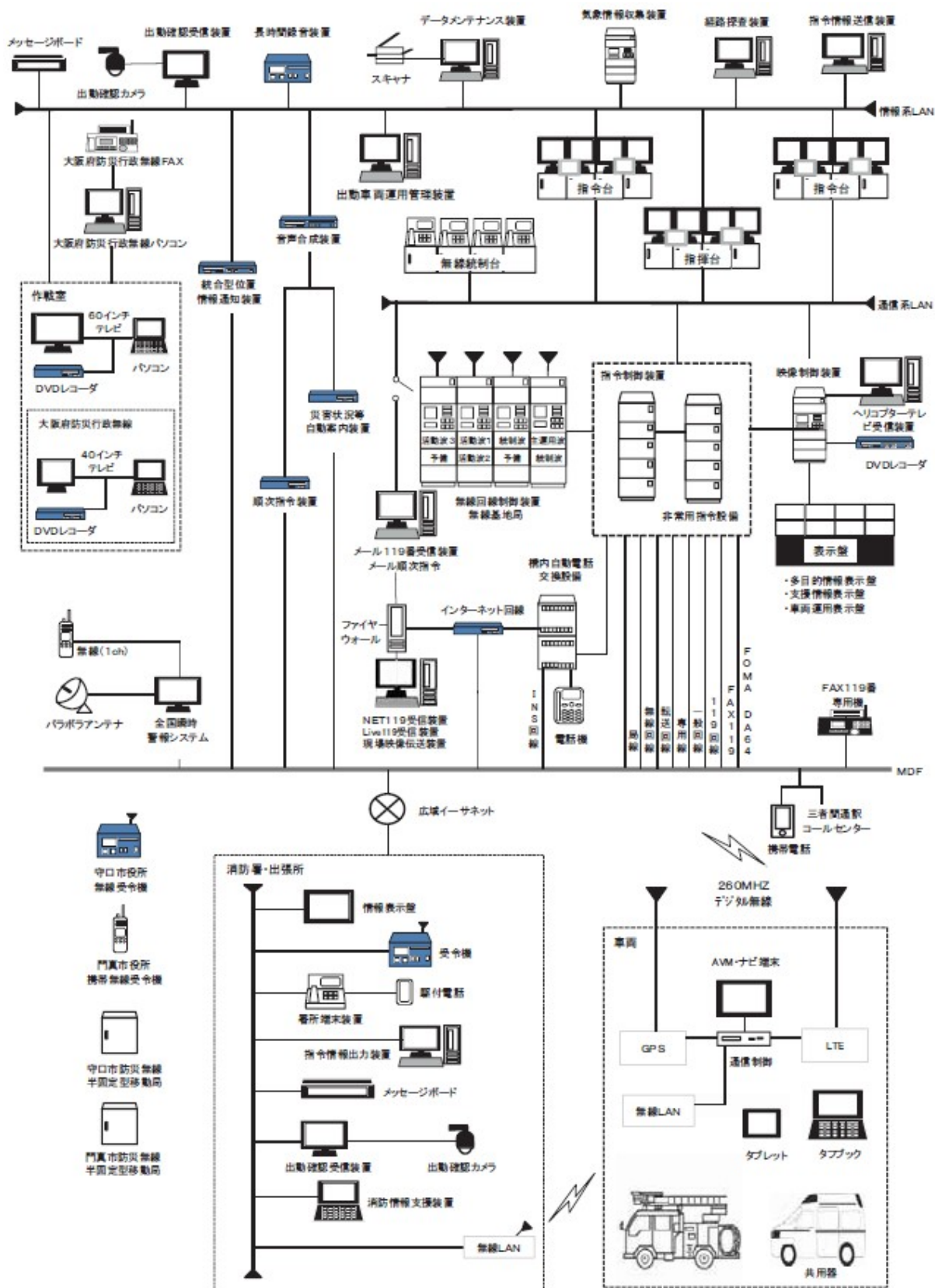
(2) 市域境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

市域境界線上に位置する消防対象物に対する消防法に基づく立入検査、消防用設備等の設置指導、防火管理並びに火災の原因及び損害額の調査等の事実上の事務処理の一元化を図り、住民の便宜等を考慮するとともに、消防行政の執行を適性かつ効率的に行うため、隣接する１市２消防組合（大阪市、大東四條畷消防組合、枚方寝屋川消防組合）と協定を締結している。

【資料４－９ 消防通信】

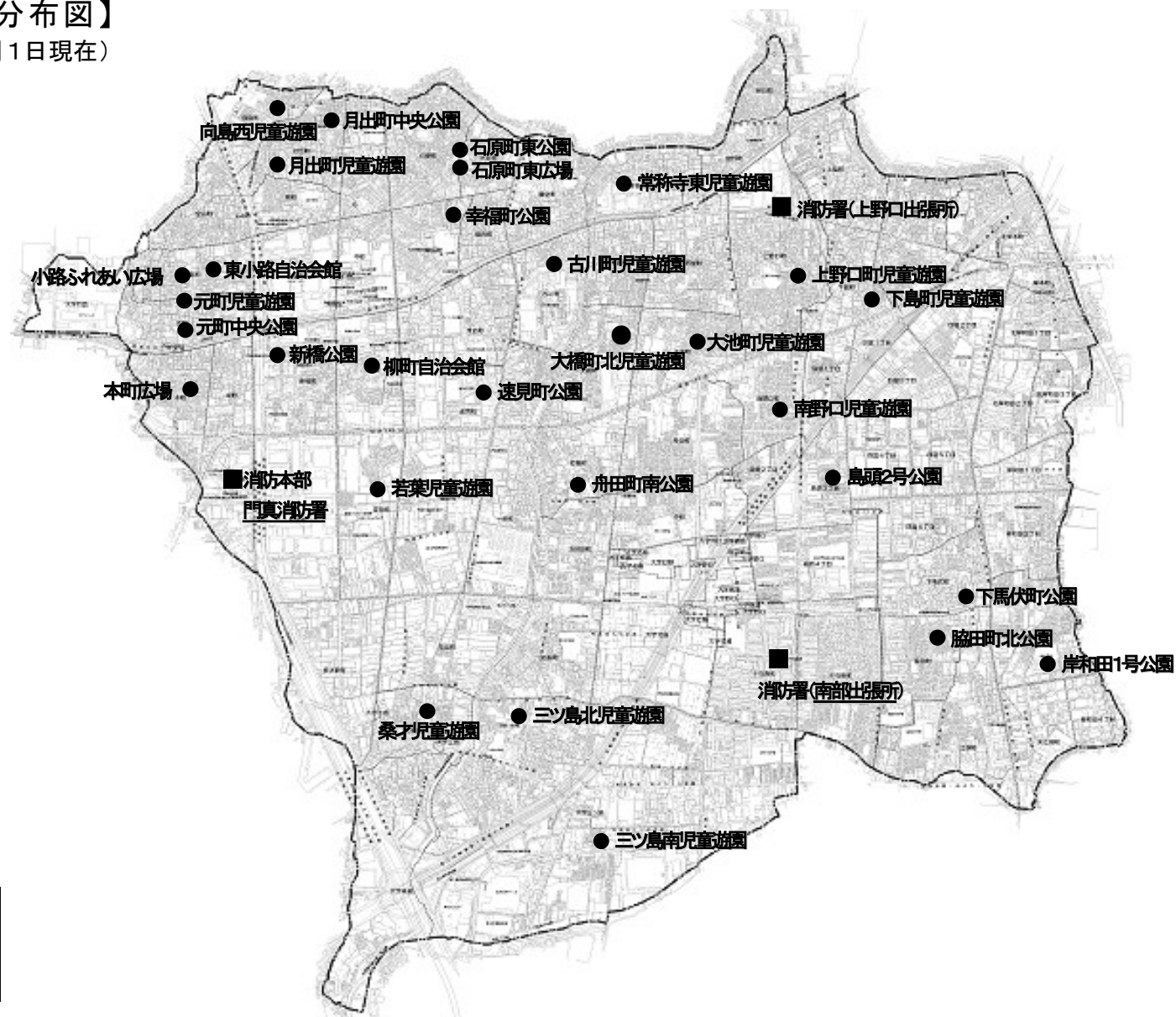
(出典：消防年報・令和５年版、令和６年４月１日現在)

通信系統図



【資料4-10 公設防火水槽分布図】

(総務部危機管理課調べ、令和7年3月1日現在)



【資料４－１１ 貯留施設】

(まちづくり部、環境水道部調べ、令和３年２月１日現在)

(１) 調整池 (地下に雨水を一時貯留するもの)

調整池名	貯留量 (m ³)	上面施設	完成
三ツ島調整池	24,000	テニスコート	平成７年度
一番町調整池	15,000	運転免許試験場	平成13年度
門真南調整池	35,000	道路	平成22年度

(２) 北部地下河川 (第２京阪道路地下に巨大トンネルを築造するもの)

地下河川名	貯留量 (m ³)	既設延長	既設完成
古川調整池 (鶴見立坑～古川取水立坑)	130,000	3.7km	平成14年10月
北島調整池 (古川取水立坑～北島立坑)			平成23年６月
門真調整池 (北島立坑～讃良立坑)	70,000	2.9km	平成27年６月

※ 全体計画延長：14.3km

(３) 増補幹線 (既存の流域下水道管の排水能力を補うもの)

下水道名	貯留量 (m ³)	効果	完成
大東(二)増補幹線	100,000	府道八尾枚方線をはじめとする地下、約1,100haの区域で浸水の軽減を図る	平成17年11月
大東門真増補幹線			平成25年６月
門真寝屋川増補幹線			平成25年６月
中央(一)増補幹線(一)	100,000	府道大阪環状線と府道大阪生駒線の地下に、約1,000haの区域で浸水の軽減を図る	平成30年２月
中央(一)増補幹線(二)			
大東(一)増補幹線			

【資料4-12 門真市防災資機材貸与要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、市内に結成された自主防災組織に対し、災害救助活動を行うために必要な災害救助用資機材（以下「防災資機材」という。）を貸与することにより、自主防災組織の育成並びに地域住民の自発的防災意識の高揚及び自主防災活動の促進を図ることを目的とする。

(意義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震・風水害の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、地域住民の自発的な意思により自治会等を単位として結成した防災組織をいう。

(貸与の申請)

第3条 別表に定める防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、門真市防災資機材貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約等
- (2) 自主防災組織の構成員及び役員の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(防災資機材の貸与)

第4条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、門真市防災資機材貸与決定通知書（様式第2号）により、当該申請のあった代表者に通知するものとする。

- 2 代表者は、前項の規定により、貸与を決定された防災資機材を受領したときは、速やかに門真市防災資機材受領報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の期間等)

第5条 防災資機材の貸与は、1組織に対して1回とし、貸与の期間は、3年とする。ただし、当該自主防災組織が継続して貸与を申し出た場合には、市長が必要と認めたときは、3年ごとに延長することができる。

(貸与後の防災資機材の管理及び修理等)

第6条 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、善良なる管理者の注意をもって当該防災資機材を管理し、修理等の必要が生じた場合は市長と協議しなければならない。

(貸与の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災資機材の貸与を取り消し、当該防災資機材を返還させることができる。

- (1) 自主防災組織として適当でないと認めるとき。
- (2) 自主防災組織を解散したとき。
- (3) 不正の手段により防災資機材の貸与を受けたとき。

- (4) 貸与された防災資機材をこの要綱の目的に反して使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(管理)

第8条 市長は、防災資機材貸与記録簿（様式第4号）を備え、常にその状況を明らかにするものとする。

(細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防災資機材一覧表
グラスファイバーハンマー（3.5kg）、鋸（300mm）、バラシバール縦型（900mm）、つるはし、アルミボルトクリッパー（350mm）、パイプ柄スコップ、レスキューアックス、テコバール、掛矢、ジャッキ（パンタグラフ式1トン）、カマセ木2個（高強度）、収納箱（プラスチックダンボール製）（1,030mm×410mm×170mm）

様式第 1 号（第 3 条関係）

門真市防災資機材貸与申請書

年 月 日

門真市長（氏 名） 様

申請者 自主防災組織名
住 所
代 表 者

⑩

防災機材の貸与を受けたいので、門真市防災資機材貸与要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 自主防災組織の世帯数
- 2 防災資機材の保管場所
- 3 添付書類等
 - (1) 自主防災組織の規約
 - (2) 自主防災組織の構成員名簿
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

門真市防災資機材貸与決定通知書

年 月 日

自主防災組織名

代表者

様

門真市長（氏 名）印

年 月 日申請のありました防災資機材の貸与について、次の
とおり決定します。

記

貸 与 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
防災機材の管理場所	

※ 代表者及び管理場所が変更になった場合は、速やかに報告すること。

様式第 3 号（第 4 条関係）

門真市防災資機材受領報告書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

自主防災組織名
住 所
代 表 者

⑩

次のとおり防災資機材を受領したので、門真市防災資機材貸与要綱第 4 条第 2 項の規定により報告します。

記

受 領 品 目	
防災資機材一式	
受領年月日	年 月 日
保 管 場 所	

様式第 4 号（第 8 条関係）

防災資機材貸与記録簿

貸与 番号	自主防災組織名	貸与期間				備考
1		始 至	年 年	月 月	日 日	
2		始 至	年 年	月 月	日 日	
3		始 至	年 年	月 月	日 日	
4		始 至	年 年	月 月	日 日	
5		始 至	年 年	月 月	日 日	
6		始 至	年 年	月 月	日 日	
7		始 至	年 年	月 月	日 日	
8		始 至	年 年	月 月	日 日	
9		始 至	年 年	月 月	日 日	
10		始 至	年 年	月 月	日 日	

【資料５－１ 中高層建築物の現況】

(消防年報・令和２年版、令和３年４月１日現在)

階	棟数
４階	546
５階	272
６階	80
７階	53
８階	39
９階	21
10階	16
11階	15
12階	2
13階	6
14階	11
15階	9
合計	1,070

【資料５－２ 危険物施設数】

(消防年報・令和２年版、令和３年４月１日現在)

277

施設名	門真市	142 施設
製造所 3	2	
屋内貯蔵所 78	43	
屋外貯蔵所 3	2	
屋内タンク貯蔵所 6	0	
屋外タンク貯蔵所 2	2	
地下タンク貯蔵所 43	14	
移動タンク貯蔵所 41	27	
第一種販売取扱所 5	1	
第二種販売取扱所 1	1	
給油取扱所 57	33	
一般取扱所 38	17	